新旧対照表

新	III
令和3年度高知県地域医療情報ネットワークシステム構築事業費	令和3年度高知県地域医療情報ネットワークシステム構築事業費
補助金交付要綱	補助金交付要綱
第1条~第13条(略)	第1条~第13条(略)
附則	附則
1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。	1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
2 この要綱は、令和 <u>5</u> 年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この	2 この要綱は、令和 <u>4</u> 年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この
要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第6号から	要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第6号から
第10号まで、第9条第3項及び第13条の規定は、同日以降もなおそ	第10号まで、第9条第3項及び第12条の規定は、同日以降もなおそ
の効力を有する。	の効力を有する。
<u>附則</u>	
この要綱は、令和4年3月30日から施行する。	
別表第1、第2(略)	別表第1、第2(略)